

平成 27 年 6 月 11 日

各 位

会 社 名 スカイマーク株式会社  
代表者名 代表取締役会長 井手 隆司  
問合せ先 代表取締役社長 有森 正和  
(TEL. 03-5708-8280)

イントレピッドの再生計画案（修正版）に関するお知らせ

1. すでに公表済みのおおりに、再生債権者であるイントレピッド・エアクラフト・リーシング・エルエルシー（以下「イントレピッド」といいます。）は平成 27 年 5 月 29 日、東京地方裁判所に対して再生計画案（以下「イントレピッド案」といいます。）を提出しておりましたが、同年 6 月 10 日、イントレピッドは、イントレピッド案を修正した内容の再生計画案（以下「修正イントレピッド案」といいます。）を東京地方裁判所に提出いたしました。当初から、スカイマーク株式会社（以下「再生債務者」といいます。）が提出している再生計画案（以下「再生債務者案」といいます。）と修正イントレピッド案の主要な相違点は、別紙のおおりにあります。
2. 別紙のおおりに、修正イントレピッド案は、エアラインをスポンサーとする内容でありながら、いまだ複数の航空会社とスポンサー交渉を進めているとの記載にとどまっています。  
なお、修正イントレピッド案は、弁済の原資となる金額 180 億円の拠出者をインテグラルとするとともに、再生債務者が同案に沿って募集株式を発行することとしています。しかしながら、既に公表済みのおおりに、インテグラルおよび再生債務者は、ANA ホールディングス株式会社および UDS エアライン投資事業有限責任組合との間で法的拘束力のあるスポンサー契約を締結しているため、インテグラルは修正イントレピッド案に関して 180 億円を拠出する旨の契約を締結しておらず、再生債務者も、同案に沿って募集株式を発行する旨の契約を締結しておりません。
3. 他方、再生債務者としては、インテグラル、わが国を代表するエアラインを傘下に持つ ANA ホールディングス株式会社並びに航空業界に対する知見も深い株式会社日本政策投資銀行及び株式会社三井住友銀行が出資する UDS エアライン投資事業有限責任組合との間で本件契約を締結し、共同して再生債務者案を提出することに合意しておりますので、再生債務者案が実現可能性の高い再生計画案であると考えております。

以 上

(別紙)

項目	再生債務者案	修正イントレピッド案 (平成 27 年 6 月 10 日提出)	イントレピッド案 (平成 27 年 5 月 29 日提出)
スポンサー	インテグラル等 (※1) ANAHD (※2) UDS (※3)	インテグラル (※4) および航空会社 (現在、 複数の航空会社と交渉を進めている) インテグラル以外の固有名詞の記載なし	インテグラル (※4) 並びにその他のスポン サー (主要再生債権者の了解のもと、再生 債務者及びインテグラルの協議により確定 する。オペレーション支援を行うエアライ ンを含みうるが、これに限られない) インテグラル以外の固有名詞の記載なし
エアラインのスポ ンサー	ANAHD	複数の航空会社と交渉中 (固有名詞の記載 なし)	選定中 (固有名詞の記載なし)
弁済資金の調達方 法及び資金計画	スポンサーによる出資 (180 億円)	インテグラル等による出資 (万一、出資が 再生債権者への弁済期日までに間に合わな いときには、インテグラル等が一時的に 180 億円の貸付を行い、後に出資に振り替 える等の方法によりインテグラル等が再生 債務者の株式を取得する。)	スポンサーによる貸付け若しくは出資、又 は貸付け及び出資

(別紙)

弁済原資	第1回目の弁済： 155億円（スポンサーからの出資総額180億円から控除すべき共益債権等として取り扱われる可能性のある想定最大額25億円を控除した残額）	同左	記載なし
	追加弁済： 次の計算によって算出される金額 $a - b + (b - c) - d$ a：スポンサーからの出資総額（180億円） b：スポンサーからの出資総額180億円から控除すべき共益債権等の想定額（25億円） c：スポンサーからの出資総額180億円から控除すべき共益債権等の実額 d：確定した全ての再生債権を有する再生債権者に対する基本弁済額の総額		
募集株式を引き受ける者	インテグラル2号投資事業有限責任組合 Integral Fund II (A)L.P. ANAHD UDS	インテグラル等	インテグラル並びに、再生債務者、インテグラルが協議のうえ合意する者（オペレーション支援を行うエアラインを含むが、これに限られない。） なお、インテグラル以外の固有名詞の記載なし

(別紙)

弁済率	100万円までの部分：100%	同左	同左
	100万円を超える部分：5%+追加弁済	同左	100万円を超える部分：3%+追加弁済
弁済方法（追加弁済以外の弁済）	100万円までの部分： 再生計画認可決定確定日から2か月を経過した日の属する月の末日	同左	100万円までの部分： 再生計画認可決定確定日から3か月を経過した日の属する月の末日
	100万円を超える部分： 一括弁済（再生計画認可決定確定日から2か月を経過した日の属する月の末日）	同左	100万円を超える部分： インテグラル及びその他のスポンサー等と協議の上決定される適宜の方法（一括弁済の方法である場合には、再生計画認可決定確定日から3か月を経過した日の属する月の末日までに全額を一括で支払うか、又は、均等分割弁済の方法である場合には、少なくとも年1回以上の弁済を行うものとし、第1回は再生計画認可決定が確定した日から3か月经過した日の属する月の末日までに分割弁済額を支払い、第2回以降は、第1回の翌年から各年毎年12月末日限り分割弁済額を支払う。）

(別紙)

<p>弁済方法（追加弁済）</p>	<p>下記のいずれか遅い日までに、上記追加弁済の弁済原資を支払う。</p> <p>①未確定再生債権が全て確定したこと等の条件（※5）が成就した日から2か月経過した日の属する月の末日</p> <p>②再生計画認可決定の確定した日から2か月経過した日の属する月の末日</p>	<p>同左</p>	<p>再生計画認可決定確定後、全ての未確定再生債権の額が確定するまでの間、毎年11月末日に存在している追加弁済原資を、毎年12月の最終金融機関営業日までに、元本等再生債権の100万円を超える部分の額に従って按分弁済する。ただし、11月末日時点の追加弁済原資が元本等再生債権の100万円を超える部分の額の1%の追加弁済を行うに満たない場合（11月末日時点で全ての未確定再生債権の額が確定している場合を除く）、その年の追加弁済は行わず、その原資を翌年の追加弁済に持ち越すものとする。</p>
-------------------	---	-----------	---

(※1) インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II(A)L.P.

(※2) ANA ホールディングス株式会社

(※3) UDS エアライン投資事業有限責任組合（株式会社日本政策投資銀行及び株式会社三井住友銀行が折半で出資するファンド）

(※4) インテグラル株式会社

(※5) ①未確定再生債権の未確定部分の全てが確定したこと、②保証金再生債権の停止条件が成就し、保証金再生債権の金額が全て確定したこと、③別除権付再生債権の別除権不足額が全て確定したこと、④スポンサーからの出資総額180億円から控除すべき共益債権等の金額が確定したこと